

## 競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程

一般財団法人日本生物科学研究所

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本生物科学研究所（以下、「当所」という）における研究費等不正防止計画に基づき、競争的資金等に係る物品発注手続き及び物品検収業務に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「物品」とは、備品、図書、消耗品、印刷物をいう。

### (物品発注方法)

第3条 競争的資金等における物品の購入は、次の方法により行う。

- (1) 当所所定の購入申請決裁を得た上、管理部資材担当者から、直接業者に対して見積・発注する。
- (2) 競争的資金に係る当該研究担当者から、特定の業者を指定された場合についても、管理部資材担当者が見積・発注する。
- (3) 緊急性等止むを得ない場合に限り、所定の購入申請決裁を得て、研究担当者が立替購入することが出来る。ただし、必ず購入内容が判別できる領収書等をそろえなければならない。

### (相見積)

第4条 一契約において高額な物品を購入する場合、次のとおり相見積しなければならない。

- (1) 一契約が10万円以上の場合は、原則として2社以上から見積を取ること。
- (2) 一契約が50万円以上の場合は、原則として3社以上から見積を取ること。

### (検収確認業務)

第5条 物品が納品された時は、管理部検収担当者が実物を確認の上、納品書に納品日付及び検収確認印を押印しなければならない。

2. 立替購入の際も、管理部検収担当者が実物を確認し、納品書等に納品日付及び検収確認印を押印しなければならない。

### (証拠書類)

第6条 管理部競争的資金担当者は、物品購入に係る、見積書、納品書、請求書、領収書の原本を保管しなければならない。

2. 前項に定める証拠書類のほか、競争的資金等の取扱いにより必要なものは保管しなければならない。

### (業者への取引停止)

第7条 最高管理責任者はコンプライアンス推進委員会と連携し、不正な取引に関

与した業者に対して、取引停止を行うものとする。ただし、不正取引の内容を鑑み、陳情により取引停止の期間を定めることが出来るものとする。

2. 不正な取引とは、次のものをいう。

- (1) 契約書を含めた書類の虚偽記載
- (2) 架空発注や預け金行為
- (3) 取引業者の贈賄
- (4) 独占禁止法違反の行為
- (5) 競争入札妨害又は談合
- (6) 不正又は不誠実な行為

#### 附 則

1. この規程は、平成25年1月4日から施行する。

平成27年3月20日 一部改正